

上尾市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上尾市長

富山稔

上尾市条例第9号

上尾市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

上尾市空家等対策協議会条例（平成27年上尾市条例第31号）の一部を
次のように改正する。

第9条中「市民生活部」を「都市整備部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。